

指定管理施設・出資法人調査特別委員会会議録

日 時 平成27年8月17日（月） 開会時間 午後 1時05分
閉会時間 午後 4時25分

場 所 委員会室棟大会議室

委員出席者 委員長 遠藤 浩
副委員長 卯月 政人
委員 高野 剛 塩澤 浩 桜本 広樹 皆川 巖
山下 政樹 猪股 尚彦 佐藤 茂樹 早川 浩
上田 仁

委員欠席者 な し

説明のため出席した者

企画県民部長 守屋 守 企画県民部次長 布施 智樹 企画課長 上野 直樹

森林環境部長 一瀬 文昭 森林環境部次長 保坂 公敏
森林環境部技監 小島 健太郎 森林環境総務課長 若林 一紀

農政部長 橘田 恭 農政部次長 大熊 規義 農政部技監 渡邊 祥司
農政総務課長 丹澤 尚人 畜産課長 駒井 文彦

県土整備部長 大野 昌仁 県土整備部次長 古屋 金正
県土整備部技監 大久保 勝徳 県土整備部技監 内田 稔邦
県土整備部総括技術審査監 松永 久士 県土整備総務課長 清水 正
道路整備課長 丹澤 彦一 建築住宅課長 渡井 攻

行政改革課長 石原 啓史

議題 指定管理施設の管理の業務又は経理の状況及び県が出資している法人の経営状況の調査の件

会議の概要 午後1時5分から2時5分まで企画県民部関係、休憩をはさみ午後2時23分から午後2時55分まで森林環境部関係、休憩をはさみ午後3時12分から午後3時29分まで農政部関係、休憩をはさみ午後3時48分から午後4時25分まで県土整備部関係の総括審査を行った。

（公財）山梨総合研究所（企画県民部）、（公財）やまなし環境財団（森林環境部）、（公財）山梨県子牛育成協会（農政部）、山梨県住宅供給公社、山梨県道路公社（県土整備部）関係

質疑

（（公財）山梨総合研究所について）

桜本委員 何回か意見、質問等をさせていただきましたが、総括審査の中で最終的な議

論を交わしていきたいと思います。南アルプスの新庁舎に関して山梨総合研究所が随意契約によって委託事業を行ったことについてです。庁舎建設という大規模な事業に対して、数年前に笛吹市でも住民を二分させた議論があり、そういった過去の経験等も踏まえながらも、県の出資法人で中立的な立場をとらなければならない山梨総合研究所が、そういった過去のいきさつ、そして南アルプス市においては、この時期にやはり笛吹市と同じように市を二分する庁舎建設の反対あるいは賛成の意見があり、場合によっては住民投票を行うという中で、最終的には市長選でその可否を決めていったわけですが、私自身は山梨総研がこういった事業に随意契約という形で加わるべきではなかったと思っています。そういった考えの中で、やはり山梨総研のあり方というもの、非常に違う方向に進んでしまったことに関してどのようにお考えかをお話してください。

上野企画課長 御質問いただきました南アルプス新庁舎に関連する委託業務についてありますが、住民の意見が分かれている案件というのは、中止とか変更になる可能性が非常に高いと。そういう中で今回の南アルプスの新庁舎に係る受託業務につきましては、庁舎の建設が中止されたことにより、結果的に活用されなくなってしまうということでありました。こうした案件にどのように対応するかというのは微妙な問題もありますので、受注につきましては十分慎重に対応するよう指導してまいりたいと考えております。

桜本委員 今、御意見があったように、やはり担当の所管課として、ふだんから出資法人との情報交換というか日常の関係はどのような形だったのですか。

上野企画課長 日常的な業務につきましては、確かにやりとりが少ない状況であったかと思えます。県としては出資法人につきましては指導要綱がございまして、それに基づいて経営の状況、業務の状況等を把握しておりますが、日常的な連絡というのは確かに不十分であったかと思えます。

桜本委員 今後、山梨総研との日常の情報交換というのでしょうか、例えばどの研究員が今調査研究に入っていて、どのような仕事が今後いただけるのか、あるいは検討を加えなければならないのか、あるいは仕事を受注するのかわからないのかなどについて、これからどのようなコミュニケーションをとろうとしていますか。

上野企画課長 これまで不十分であった日常業務のやりとりにつきましても、できる限り活発に行わなければならないという問題意識を持っておりますので、今後どう日常的なやりとりができるかを山梨総研とも話し合ったいと考えております。

桜本委員 続いて、今回南アルプス新庁舎の基本構想基本計画の策定支援業務に関わっているながら、受注を受けた業務に副理事長がプロポーザルの選定委員に加わっていたというのは、非常にびっくりする内容だと思います。これは、やはり自分たちが受託事業をいただきながら、それを決定する組織の一員として加わるということは、私は民間でも公でも本当にあるまじき行為だと思うのですが、そのことについてどのように考えているのか、お聞かせください。

上野企画課長 今回の南アルプス市のプロポーザル選定委員への就任につきましては、受託した業務から引き続きになっていたという状況があって、業務自体は公平に行

われたと承知しておりますが、出資法人である公益財団法人として疑義や批判等を受ける可能性があるような場合には、十分な検討を行って慎重に対応する必要があったと考えております。

桜本委員 その中で公平性に欠けると、出資法人として批判を受けることに関しては、情報は何も話は入っていませんでしたか。

上野企画課長 当時にはそういうお話はございませんでした。

桜本委員 現地調査では、声をかけてもらえれば幅広く積極的な動きをしていきたいという現場の声もお聞きをしましたが、契約を受けた中で、いろいろな立場で研究員の方々に参加を求められるケースがあると思いますが、今後についてはその都度どのような対応をしていくおつもりですか。

上野企画課長 山梨総研の使命として、県や市町村に対して、さまざまな情報提供や調査研究の取り組みが大きな目的となっております。そうした中で市町村から、委員とか情報提供といったお願いがあれば、やはり地域にある公益法人としてのシンクタンクとして積極的に取り組んでいく必要があるとは思っています。ただ、先ほど来御指摘いただいているように、疑義とか批判があるような委員への就任につきましては、慎重に対応していくべきだと考えております。

桜本委員 この中で、副理事長が南アルプスのプロポーザル委員として、個人に対する報酬があって、3回出席をしたということです。今までのいきさつから総合的に判断させていただくと、業務は遂行しましたけれども、既に新市長は白紙撤回している中で、仕事の内容は最終的には完成していなかったわけです。そして、県としてもこれに参加すべきではなかったと言っていることを考えると、この報酬については返還すべきだと考えますが、県としてはどのように考えるのか。個人の報酬ではありますが、副理事長という立場での参加ということですので、私は返還すべきだと思います。金額の大小ではなくて、この分については、県から副理事長に話をして返還すべきだと考えますが、そういった動きにはなりませんか。

上野企画課長 委員となったことによりまして疑義や批判を受けましたことは大変遺憾なことだと考えておりますが、委員の報酬自体につきましては、直接南アルプス市から御本人にお話があったこと、法令等に抵触するものではないということから、御本人の判断にお任せしたいと考えております。

桜本委員 本人の判断というお答えですが、総合的に所管する県の立場で非常に遺憾だったということであれば、本人に対して県としての立場、そして、個人としての立場をわかりやすく説明をしてから個人の最終的な判断を仰いでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

上野企画課長 確かに今回就任に当たってその辺の整理がきちっとできていなかったという点は、我々も反省しなければいけない点かと思っております。今後はそういうところをしっかりと明らかにして事に取り組むように指導してまいりたいと思います。以上です。

桜本委員 次に、この新庁舎に関連した最後の意見になります。山梨総合研究所が行っ

たプロポーザル方式について、山梨県の 3 団体が、非常に不明瞭な状況であったと言っております。そして県からも 3 団体からの指摘についてはもっともということも部局審査の中でも答弁がありました。この 3 団体に対する公式的な見解について、所管する県として、どのような立場の方が、どのような内容をこの 3 団体に対して御報告する考えなのでしょう。

上野企画課長 先日いただきました 6 月 29 日付の 3 団体の文書であります。委員からお話がありましたように、多大な負担をかけないとか、必要のないプロポーザル方式を適用しないとか、公平性や透明性の確保という内容になっておりました。我々としても今後、プロポーザル方式で取り組む際には注意しなければならない大事な内容かと思っております。具体的に誰がどういう形でというところはまだはっきり決まっておりますが、所管する県土整備部と一緒に整理をして対応を図ってまいりたいと考えております。

桜本委員 今日には総括審査ということで、前回の部局審査で日にちを区切って所管課に投げかけているのですから、ある程度はこの総括審査の中で結論を述べていただくつもりで臨んでいるわけです。委員長、それが総括審査ではないんですか。ここに来て、県土整備部と相談をしてということではないと思いますが、委員長、いかがですか。

遠藤委員長 通告してある文書があるわけですから、この件についての答弁は本日で終結をさせていただきたいと思っております。今の答弁と違う内容のものがありましたら、答弁をお願いしたいと思っております。

上野企画課長 大変申しわけございませんでした。部長名で対応するよう整理をしてまいりたいと考えております。

桜本委員 知事名なのか、所管する部長名なのかといった、誰が発信するのかということ以外に、今まで山梨総研が南アルプス市に対して行ったものが、3 団体が好ましくないという評価をして山梨総研側に投げかけていることに対して、どのようにお答えをするかということだと思います。どのような形で発信をするのか、お聞かせください。内容です。

上野企画課長 内容につきましても、いただきました文書の旨をきちっと今後守って作業を進めていくように通知の中に盛り込みたいと考えております。

桜本委員 特別委員会の委員は、その内容について私は資料提供をしているわけではないので、わからないわけです。私は 3 団体からいただいているペーパーを所管課に渡したわけですから、どのようなペーパーをもらって、それに対してどのような内容のものを部長名で答えますということを明確に話してください。

上野企画課長 いただいた文書の内容につきましては、まず多大な技術提案書の枚数などの提出を要望しないということが 1 点。それから、2 点目が、必要のない改築や増築にプロポーザル方式を適用しないこと。3 点目が、要綱作成に関して公平性を確保すること。4 点目が、選考過程の透明性の確保のため、評価結果の公表を行うことという内容をいただいたところであります。我々としても、この内容に沿った形で通知を整理してまいりたいと考えております。

桜本委員 部長もおいでですので、どのぐらいを目途に提出したいと思っているんでしょうか。

守屋企画県民部長 対応が大変遅くなっており申し訳ありません。当事者は「各位」とありますので、山梨総研がこの 3 団体に対してこのような厳しいプロポーザルの案件を出したということであれば、山梨総研から出す形がよろしいかと思いますが、その内容については私どももしっかり確認をしていきたいと思います。今週中をめどにこの 3 団体に対して山梨総研からお出しするということと考えておりますが、内容につきましては、先ほど企画課長が話したような内容、大変多大な御負担がかかることについては私どもも大変遺憾な話だと思っておりますので、そのようなことがないようによく御理解いただくような内容でお返ししたいと考えております。以上でございます。

桜本委員 県として遺憾と思う発言を公式にされている以上は、やはり山梨総研の考え方、今のまとめた話、そして、所管する県として今後こういったことに対して、ある程度ものを添えていかないと、県の反省の立場というのが相手に、第三者にわかりにくいと思いますが、県という立場の中で所管としても遺憾であったということまでは触れられませんか。触れるべきじゃないですか。

守屋企画県民部長 この件に関しまして、山梨総研が行ったことにつきまして、まずは山梨総研としてお答えするというのがまず 1 つ。それから、各出資法人、あるいは県も同等な話がありますので、この団体だけではなく全体の話にもつながります。それについて今後どうするかは、公共事業を中心とした発注の取りまとめ役であります県土整備部と調整をした上で、必要な対応はとっていきたいと考えております。

桜本委員 わかりました。
最後に、組織のあり方について交わしたいと思います。これまで現地視察等に行った中で、現場では積極的に営業活動をしてきたいという話がありました。それであれば、公共性という中立的な立場を捨て、出資金を返納して、一民間企業として、今まで蓄えてきたノウハウを一般企業に対しても広く厚く営業活動をしながら実績を残していったほうがいいと私は考えていますが、いかがでしょうか。

上野企画課長 地域におけるシンクタンクというのは、やはり常にあり方を見直すべきものと思っておりますが、本年 5 月に策定しました出資法人経営健全化プランの中であり方の見直しを行っていくこととしておりますので、この中でしっかりと検討を行って、改善すべき点があれば対応してまいりたいと考えております。

桜本委員 そういう改善ということではなくて、要するに、組織の形態を変えていこうということですね。今現在見ている、研究員として数人おりますが、役員に県職員もいるわけでもございません。そういった方々を引き上げるのかどうかは別として、組織自体ももっと民間というか仕事を広げていきたいということであれば、出資金を返納して自分たちの能力を開花させていくには、私はそれが一番いい形ではないかと思っております。そうすれば、今までやってきた積極性といったものがもっと花開くと思っておりますが、いかがでしょうか。

上野企画課長 現在の山梨総研の経営状況から見ますと、県から 3 名、山梨中央銀行から 3

名、そのほか、市町村、民間企業から給与を出してもらって職員を派遣しているような状況でありまして、そういう中ですぐに民間移行というのはちょっと難しいのかなと思っております。ただ、将来的には民間での活動も1つの選択肢でありますし、現状では、山梨総研に求められている自主事業への取り組みなどをきちっとやって、地域のシンクタンクとしての存在感を示していくことが必要と考えております。

桜本委員

わかりました。とにかく私自身は、出資法人として生き残るのではなく別な見方の切り口として、民間移行したらという意見を述べさせていただきました。今後、我々の会派から総括的な別の案も出てくるかと思っておりますので、そこでまた議論を深めていただきたいと思っております。それであればこそ、中立性を保てるような組織づくり、あるいは所管課と密に意見交換あるいは情報交換できる形をぜひ模索していただきたいと思っておりますが、最後にお答えください。

上野企画課長

ありがとうございます。我々としましても、山梨総研が地域のシンクタンクとしてきちっとさまざまな事業に取り組めるよう、また日常的なやりとりも含めて、企画課もその活動、方向性の中にしっかり関与していくようにこれからその方法論等について山梨総研と調整をしていきたいと考えております。

山下委員

それでは、意見書に沿って質問したいと思います。自主研究・自主事業として、平成11年度からアジアフォーラム21研究会、平成14年度から新世紀甲府城下町研究会、平成18年度から環境・健康ビジネス研究会を継続的にやっているようでございます。先ほどからお話を聞いていると、こういった自主事業でいろいろな成果を上げていくことが、山梨総合研究所の本来の姿ということのようですから、一番の自主事業を継続している理由と、その成果というのはどのように上がっているのかお答えをいただきたい。

上野企画課長

自主研究・自主事業の継続理由と成果についてですが、まず、アジアフォーラム21研究会につきましては、アジアエリアが経済発展に伴いまして大変大きなマーケットとしての価値や企業の進出先、それ以外にも原材料や部品の提供先として経済に対して非常に大きな影響力を持つようになってきました。これは本県経済にとっても同様であります。こうしたことから、アジア地域の社会・経済情勢の最新状況や、今後の見通し等の情報提供、分析を行うことを目的としている研究会であります。そうした中、個々の企業活動ですので、一つ一つの成果は申し上げられませんが、中には、アジア地域の新工場の建設につながったという例もあることから、一定の成果は得ていると考えているところであります。

次に、新世紀甲府城下町研究会であります。甲府市内の企業や商工会が立ち上げた研究会に山梨総研が参加する形で、甲府駅周辺の活性化に関する情報交換や、まちづくりの方向性などについて研究しているもので、山梨総研としてはその支援を行っているということです。成果としましては、現在行っている甲府駅の周辺の町並み整備などに対してアイデアの提案等を行いました。

次に環境・健康ビジネス研究会であります。本県特有の地域資源を活用した地域の活性化や新事業の創出を目的として活動しているものです。地域の企業、個人の方が実施する地域の活性化策や、新規事業などの事例発表を行っております。成果といたしましては、再生エネルギーの発電会社や農業法人の設立につながった例も聞いているところであります。いずれのテーマにしましても、地域のシンクタンクの役割にふさわしい中長期的な重要な課題であります。

ので、継続的な実施により一定の成果が上がるテーマだと考えております。

山下委員

わかりました。それなりに成果が上がっていると答えになっているわけですから、やる以上はやっぱりある程度成果を求めていかなければいけないわけです。先ほど言われたように、いわゆるシンクタンクということなのでしょうから、自分たちが地域で研究したものをフィードバックして、またそれが何らかの芽を生んで、花開く種にさせていただくようなことをこれから考えていただければと思います。

それで、財団の目的の中に、中長期的な展望に立って、幅広い視点から地域における政策課題等を調査研究して、県、市町村、企業、各種団体に提言するとありますが、現在の自主事業でこの目的が達成されているのかと思うのですが、いかがでございましょうか。

上野企画課長

現在取り組んでおります自主的な研究や事業の中には、先ほどの 3 つのほかにも、公共施設更新に伴う現役世代・将来世代の負担のあり方に関する研究や、在来作物を活用した地域の活性化に関する調査研究というテーマを数年置きに設定して取り組んでいるところであります。こうしたまちづくりや観光、文化など、地域や企業での具体的な課題、今後の進むべき方向性などをきちっと情報収集して分析を行っています。また、その成果につきましては、ホームページや新聞への寄稿、5 年に 1 回の大規模な発表会等を実施するなど、広く県民や企業にお届けできるように取り組んでいるところであります。こうした取り組みを通じまして一定の目的は達成できていると考えております。

山下委員

甲府城下町研究会などは、地域の要望に即したものではないかと思えます。最後の 3 番目なのですが、人口減少なんていうのはもう国の大きな問題ですから一概に地域のテーマというわけでもないかもしれませんが、やっぱり本県にとってみても、リニア中央新幹線の効果とか、人口減少だとか、限界集落がどうか、いろいろな地域課題があるんですね。だから、先ほど言ったように、本来であれば、市町村に対していろいろな研究したものをフィードバックして、この町はこういうことが今、非常に問題ではないでしょうかとかいうことをやっていくことが僕は重要なんじゃないかと思うんです。民間的な部分で収益を上げなければいけない部分が一方であるというのは十分わかるんだけど、やっぱりそういう本来の目的の部分をもう少ししっかり山梨総研は強く足腰を据えて、山梨県の種になるようなことを少しでも研究していくことが必要じゃないかと思えますが、最後、感想を聞かせていただいて終わります。

上野企画課長

御指摘いただきましたとおり、地域の課題というのはいつも目まぐるしく動いておりまして、市町村にとっては大変切実な問題であると考えております。そういう意味で、山梨総研でも自主研究のテーマ設定に当たりましては、地域社会のニーズというのはやはり一番大事に考えながら設定をしているところであります。御提案いただきました人口減少対策とか、リニア中央新幹線とか、本県の場合さまざまな課題がその都度どんどん入れかわり立ちかわりたくさん出てくるわけですが、自主研究や自主事業の性格上、やはり一定期間取り組んでいかないと、具体的な成果や、新たな提案につながらないということもありますので、短いスパンの研究でテーマをどんどん変更していくようなことは難しいところもあります。そうした中でも、先ほどお話しいたしました 2 点、公共施設のあり方や、在来作物を使った活性化など、短いスパンのテーマも設定しておりますので、そういうものを通じて地域のニーズをできる限りくみ取

っていくように取り組んでまいりたいと考えております。

山下委員 ありがとうございます。

高野委員 県との関係についてお伺いしたいのですが、山梨総研が地域のシンクタンクに本当になっているのか、なっていないのか。私が一番不思議なのは、今の体制を 10 年来同じ人たちがやりながら、新しく入った研究員が非常に若い人たちであると。今のこの情報化の時代には、どんな問題でも全体情報では十分集めることは可能だと。ましてや公益財団法人という立場を考えると、何かあたかも県が抱き上げているような形で、いろいろな市町村の要望があったときに、県がバックアップするから山梨総研へ頼もうという部分は多大にあるのではないかと。でも、山梨総研は山梨総研で勝手に独り歩きしていると。今の情報では、人口問題だって、日本全国の人口問題、東京の人口問題、山梨の人口問題でさえ、例えば国へ聞けばわかるわけですよ。地域の声は聞かずに何となくつくったものが多いんじゃないかと。それに多大なお金をかけて、市町村だって決して豊富な財政があるわけではないのに、県がバックアップするからという認識だと思えます。

公益財団法人であれば、一般のいろいろなシンクタンクもあるから、そういうところとある程度競争体制でもとらないと、県が抱きかかえた、ほんとに不良財団みたいになるんじゃないかなと思っているのですが、その辺についてどうですか。

上野企画課長 山梨総研につきましては、県内で唯一のシンクタンクということで、確かに県や市町村が出資をして 17 年間やってきたというところがあります。ただ、その間、東京のシンクタンクにはない、地域の特性に応じた、エリアを細かく見ていただくような研究や成果も出していただいていると思っています。また、最近では国のほうでもいろいろな場面で福祉方面の計画や、人口ビジョンもそうですが、いろいろな計画をつくるように求められています。そうした中で、実は山梨なんかですと、東京のシンクタンクに、もう手がいっぱいだからと言われてしまう場面もあります。そういうときに困った市町村に対しても丁寧に応えていただいているのが山梨総研かと思っていますところでもあります。

そういう意味で、最近では受託の実績もたくさん上がってきたところではありますが、これで力がついたかというよりはまだまだ決してこれでいいという状態ではないだろうと思いますし、これからも研さんを重ねて、地域のシンクタンクとして取り組んでいくことが必要ではないかと思っていますところでは。はたから見れば、県と非常に密接な関連を持っている出資法人と見られている部分もあるかと思いますが、やはりその中では、県でも山梨総研に頼ってさまざまなアドバイスをいただく場面もございますし、そういう意味では研究内容は一定程度の実力を備えてきたと考えているところでもあります。そうした中で、今後はさらに一層さまざまなアドバイスや提言を地域にできるシンクタンクを目指していただきたいと思います。以上です。

高野委員 最近では受注が多くなっているって、これは山梨県がやっているんじゃないかって一般の人はみんな思っているんだ。それをあたかも山梨県がやっているようなふりをしながら受注をしていると思う。公益財団法人であれば公益財団法人なりの感覚を持っていないと。市町村が調査研究を山梨総研にお願いするといっても、県がやっているものだからという安易な考えで市町村もお願いをしているわけだ。

その評価というものを、同じような人数、同じようなメンバーで常にやりながら、あとは県庁からは若い職員しか派遣してなくて、どこでできるのか。インターネットがうまく使える人であれば、今までの部分でも十分だ。さっきおかしいこと言った。国にお願いしてもできないから地域としてというが、では、もっと地域がその地域なりに密着してやったらどうなるのか。さっきは、山梨総研があたかも山梨県のためにやっているという言い方だったから、やっぱり感覚がちょっと違うのかなと思う。だから、はっきり言って全然成長しない。山梨県が後ろ盾にいて、山梨総研がある。ただメディアの関係によって情報を集めて、公表するだけで、どこに競争の原則が働くんですか。どうしてまたこんなにもたくさんの市町村からのお願いがあるのかも、私は非常に不審に思う。それはあなたたちの責任じゃないかな。あなたたちが、県でこれは私たちが進めているんですよと言っているからこういうことになるんじゃないか。もっと一般競争の原則を認識してやってもらわないと、山梨総研自体のあしたはない。そういう意味でどう思いますか。

上野企画課長 御指摘の部分もっともかと思えます。そういう意味では、我々も厳しさを持って、山梨総研ももう1つ上のシンクタンクを目指してしっかりやっていかなければいけないと考えてまいります。

高野委員 シンクタンクにという話は、あなたたちが山梨総研をちゃんとしたシンクタンクにするのであれば山梨総研ももつかもしれないけれども、今のままでは、ほぼ山梨総研は要らない。例えば、ほかの調査研究会社にお願いをしても、この受託事業なんかはどこだってやると思いますよ。だから、そのためには、あなた方がどうしたらいいかを一番考えなければならない。大きなエネルギーをかけ、人材も派遣して、何か出てくるものは、何となくソフトのものしか出てこない。実際どういう調査をしているのか、どういう研究をしているのかよくわかりません。そういう意味で、所管する企画県民部としては、どうやってそれを認識するんですか。

上野企画課長 シンクタンクとしての取り組みというのは、ハードではありませんので、やはりはっきりしないところもあるかと思いますが、我々としましては、公益財団法人、出資法人としての山梨総研と一緒に、市町村や自治体、県内の希望に応えられる山梨総研を目指してまいりたいと考えております。

高野委員 自分たちが自分たちなりのことをしてないと言っているわけだ。いろいろな調査研究をお願いしてといっても、県がしていなければ、市町村なんてもっとしてないんだよ。皆さん方がもう少しちゃんと対応しないと、市町村は山梨総研の餌食としか私には考えられないけど、その辺についてはどうなのか。

上野企画課長 県といたしましても、例えば山梨総研に発注する際には、きちっとその内容について議論ができる準備をして、さまざま受託の内容はありますが、完成度の高い取り組み等ができるように取り組んでまいりたいと考えております。

高野委員 はっきり言って、これまで十何年、県ではそれをしてない。そうであれば、単独の一会社にして、競争させながらやるということだって十分可能でしょう。その辺についてはどうなのか。

上野企画課長 民間移行ということかと思いますが、今の山梨総研のスタッフの中では、山

梨県や市町村、民間企業からの出向、人を出していただいて業務を進めている実態があります。そういう中で、当面の課題として民間移行を考えるのは少し無理があるのかと考えております。

高野委員 民間移行が無理なら直営でやる方法はないのか。企画県民部内の直営というのは。

上野企画課長 県職員だけであればそれも選択肢の 1 つとしてあり得るのかもしれませんが、民間等も入った中で、直営でやるというのはなかなか難しいところがあると考えます。

高野委員 今の状況が曖昧だから、完全に民間にするんだ。逆に今の山梨総研の曖昧さを考えれば、県が直営でやるとか、選択肢だっていっぱいあると思う。今まで指摘したようなことに対して、皆さん方に注意深くできるのかなと思うんだけど、その辺についてはどう思うか。

上野企画課長 我々も、山梨総研の指導監督という点で不十分なところもありましたので、これから頑張りますと言っても、よくわからないという話にもなるのかもしれませんが、やはり我々としましては、山梨総研が地域のシンクタンクとして地域から信頼されるようになっていただきたいと考えながら、今後も総研の育成、指導に取り組んでまいりたいと考えております。

高野委員 そういう意味からも、これだけ今まで指定管理施設と出資法人についている話が出てきた。これを何とかするために、もう少し県で真剣にかかわる部分として、例えば行政改革推進課長の下へ 2、3 人職員を置いて全体的に考えていくとか、例えば指定管理施設でも、問題があったら、そういう問題に対してもしっかりした答弁ができる方向性を 1 つ考えていかないと。議員にも責任もあるが、それ以上に、執行部にもっと責任があるんじゃないかなと。無駄なところがいっぱいありながら、それを指摘できない部分が多いんじゃないかと考えているのだが、そういう部分においてはどうなのか。

守屋企画県民部長 まず本委員会で私ども執行部の答弁がなかなか的確にできませんでした。その前提として、委員の皆さんから盛んに、現状がよくわかってないではないかという御指摘を受けておりますが、私どもにすればそのとおりで、大変反省すべきところが多々あります。先週、指定管理を所管している知事政策局と私たち企画県民部と一緒に、今回の所管する課の課長クラスと会合を持って、まずは的確な答弁ができなかったことへの反省、それから、指定管理者が管理している公共施設の県民サービスの向上や効率化をどうやっていくのか、それから、出資法人、指定管理者制度の効率化も含めてどのように県民の付託に応えていくのかを全員の共通の認識にしたところであります。

今後、指定管理者制度とあわせて出資法人制度の、今回の委員会の御指摘を本当に重く受けとめまして、どのようなことができるかを議論して、すぐに行けるところ、それから、中長期的にやっていくところということについては真剣に考えていくということで受けとめております。以上でございます。

高野委員 ここだけではなくて、いろいろな問題が出るわけですが、私はこの一番の理由というのは、やはり役員の固定化だと思う。同じ人が 12 年もやっていれば、65 歳でやっても 77 歳ですよ。県のほうでは、頼みやすい人、断らない人、

やめると言わない人、こういう人たちにさまざま役員をお願いしている。基本的にはこれが一番の問題になっているんじゃないかなと思う。

だから、県でも、こういう団体の理事長とか会長とかいろいろなものがあるが、そういう部分においては年齢というものをひとつ考えていかないと。例えば、70歳以上の新任はうまくない。72歳までの再任はしょうがないなどをしっかり考えていかないと。お年寄りが同じような形で何年もやるというのはいかがなものなのか。別にお年寄りの排除を言っているのではないんです。特に、山梨総研は頭脳で考えるところだから、固定化して頭が回らなくなったらと思う。皆さんだって思うでしょう。60歳になったら大変ではないか、65歳になったらもっと、70歳超ならさらにと。基本的にはやっぱり頭を使う部分においてはどの辺の年代までがいいのか。私は70歳以上の人を新任で選ぶ必要はないと思います。ほかのところもよく見るとわかるけれども、80歳以上の人がいっぱいます。年齢制限はしっかりする。もう一つは、同じ人が5年以上理事長や、副理事長をしているというのは、これはちょっと問題だと私は思っていますけれども、企画県民部長はどう思いますか。

守屋企画県民部長 まず山梨総研につきましては、平成10年に設立され18年目になるんですけれども、理事長はそのままで、副理事長につきましては、設置当時は専務理事だったと思いますが、役員とすれば18年目ということで、非常に固定化をしているということについてはそのとおりだと思います。ただ、これまで何か大きな弊害があったかということになりますと、すぐこれが変だということは……。

高野委員 違う、違う。18年やっている人が弊害はなかったとかいうことは、不適切じゃないのか。18年やっていて弊害がないのなら、100歳、110歳まででもいいという、そういう話じゃないか。もう少し端的に答えてほしい。

守屋企画県民部長 出資法人につきましては、本県のさまざまな課題に迅速に対応していかなければならないということを考えると、18年というのはやっぱり長いと思いますので、これは異論があるものではありません。今後、山梨総研を含めて出資法人につきましては、社会あるいは経済の変動が大きく変わってきているとき、その組織において、経営がきちんと柔軟に対応できる体制や、組織自体が活性化することも大変必要であります。今回の議論も、組織が活性化してないのではないかとということも、委員の御発言の根底にあるかと思えます。そういう意味では、私どもも長期固定化というのは変えていく必要があるものと思っておりますので、今後出資法人に対しましてはそのような方向で検討するように指導していく考えでございます。以上です。

高野委員 どこまでの指導かどうかそれはわからないが、きょう出た意見は真摯に受けとめてもらって、あなたがいいと言っているわけじゃないし、そうかといって、例えば山梨総研のそれぞれの役員もいるだろうし、また、山梨総研だけではなく、ほかでも八十何歳の方が副理事長していたり、いろいろな人がいるわけだよ。そういう全体についても、やはりしっかりと県の考え方をまとめてもらわないとならない。断らない、やめないという人で固める出資法人にしても、指定管理施設はそんなことないと思うんだけど、とんでもないことじゃないかなと思います。それこそ後退だと思いますので、決意をもう1回お願いしたい。

守屋企画県民部長 出資法人は、民間のノウハウを活用しながら県の政策の補完的役割を担っ

ているということで、大変重要な組織だと思っております。組織が活性化するように、県政のさまざまな課題に柔軟な対応ができるようにするには、固定化を含めてそれぞれの法人のあり方をきっちりと検証し、それを踏まえて出資法人が変わっていくよう県も一緒になって考え、指導して、この委員会の意見も踏まえながら真剣に対応していきたいと考えております。以上でございます。

高野委員 今、能力とか何かは言っても、年齢的なことは言わなかったけど。世の中の常識的に考えて、あなたたちだって 60 歳になれば一応定年じゃないか。何で 60 歳が定年なのか。それを考えて年齢のところを言ってほしい。

守屋企画県民部長 年齢につきましても、70 歳がいいか 75 歳がいいか、それぞれ団体の業務、性格もあるかもしれませんが、ただあまりにも行き過ぎた年齢、高齢の方が多いということは、やっぱり法人の経営、運営をする役員としていろいろな懸念の声が上がるというのはもちろんだと思います。年齢につきましても、長期の固定化とあわせて一緒に見直しをしていきたいと考えております。

（ 休 憩 ）

（（公財）やまなし環境財団について）

塩澤委員 公益財団法人やまなし環境財団について伺います。先ほどの山梨総研でも大分話が出ましたが、この環境財団には、就任 15 年という役員が 3 名いるということでもあります。ほかの出資法人に比べても役員の就任期間が突出していると思うのですが、役員の皆さん方の役割は、どのようになっていますか。

若林森林環境総務課長 ただいまの塩澤委員の質問にお答えいたします。就任 15 年以上の役員の役割ということでございますが、3 名のうち 1 名が副理事長、1 名が理事、もう 1 名は監事ということで、理事会の運営に携わっていただいております。いずれの方々につきましても、それぞれが培ってまいりましたネットワークなどを活用しまして、中立的な立場から本財団の運営に積極的にかかわっていただいております。以上であります。

塩澤委員 中立的な立場で積極的にという答弁がありましたが、長期間役員を務めている場合、やっぱり何らかの弊害も出てくるとは思います。先ほどもたくさん話もありましたが、もう 1 回改めて伺いますけれども、なぜ長期間やらなければならなかったんですか。

若林森林環境総務課長 ただいまの質問にお答えいたします。長期間役員を務めている、その要因ということでございますが、まず役員の選任プロセスを説明させていただきますと、役員の改選時には、任期中の財団への貢献度などを考慮した上で、次期役員として適切か否かを検討し、その後、任期の継続について本人へ意思確認を行います。その上で、最終的に評議員会にて選定を行っているのが全体の選任プロセスでございます。

御指摘のあったこの 3 名の方々につきましては、こうした選任プロセスを経て、これまで 15 年間にわたり役員として選任され続けてきたもので、結果として、そういった審査を通じた貢献度等を考慮した上で、長期にわたり役員を務めていただいているというのが現状でございます。以上であります。

塩澤委員 そういったプロセスを経てという話ですが、本当に 15 年もの間、どなたか

らも異論はなかったんですか。

若林森林環境総務課長 今回の選任に当たって異論がなかったのかという御指摘でございますが、先ほど申し上げました選任のプロセスに当たっては事務局として当然検討しますし、また、評議員会という場で他の牽制機関であります評議員としても検討いただいております。こうした過程の中で特に異議あるいは反対意見はなかったと承知しております。以上です。

塩澤委員 事務局でいろいろと意思確認等を行ったという話でしたが、事務局にはどういった立場の人がなっているんですか。

若林森林環境総務課長 やまなし環境財団の事務局は当森林環境総務課内に置かれておりまして、私、森林環境総務課長が事務局長、以下、担当が書記ということで運用しております。

塩澤委員 職員が事務局を兼任しているという認識でよろしいですね。

若林森林環境総務課長 はい。

塩澤委員 職員がそういったいろいろなプロセス、事務的な手続、確認などを行っているという話でしたが、それでは、もし、職員がこういう人は、ああいう人はどうですかという話ができれば、そういった話を協議会、あるいは評議員会に示すことができれば、役員を変えることができたという認識でいいのですか。

若林森林環境総務課長 ただいまの事務局からの提案についての御質問でございますが、事務局としては、評議員会にかけられるための基礎資料をつくるということが仕事でございます。意思決定はあくまでも評議員会あるいは財団内部にございます。今御指摘のように、例えば複数の候補案を挙げて御提案申し上げるといったことは可能性としてはあったとは思いますが、今回の財団の一連の選任に当たっては、既に適切な人材があったということで、そういった御提案をしてきたということでございます。

塩澤委員 適切な人材ということですが、結局、その適切な人材がこの高齢化した人材だったという認識でしょうか。

若林森林環境総務課長 確かに15年間お務めいただきますと、委員御指摘のとおり、結果として、就任したときは若くても、現在は高齢者と言われる形に至っていることは、紛れもない事実であることは承知しております。

塩澤委員 長く務めるといろいろと弊害も出てくるかとは思いますが、県として事務局も置かれている立場の中で、長きにわたって務められた弊害というものがあつたかどうか認識はありますか。

若林森林環境総務課長 長期にわたる役員就任による弊害についての御質問ですが、今申し上げた3名の方々につきましては、それぞれ幅広い視野を持った上で、公平、中立的な立場から財団の運営にかかわっていただいております。これまでの活動の中で特に指摘されるような弊害はないものと承知しております。

- 塩澤委員 弊害がなかったという答弁があったのですが、弊害がないということは、このまま行くという意味にも見えるのですが、いかがですか。
- 若林森林環境総務課長 ただいまの、このまま続けるのかどうかという御指摘でございますが、これにつきましては、確かに長期間にわたっているということは事実でございます。委員御指摘のとおり、長期間による弊害の可能性はあり得ないとも言えないわけでございますので、次期役員の選任に当たっては、私ども事務局として、あるいは県としてその点を十分配慮するとともに、また評議員会に対しても、そういった御意見を十分申し上げてまいりたいと考えております。
- 塩澤委員 質問が戻るようですが、弊害がなかったという話の中で、補助金を出す団体がたくさんあるかとも思いますけれども、そういうものの選定、例えば補助金を役員のところに優先的に出してしまったということがあるのか。先ほどは公平性という話もありましたが、その辺についてはどうですか。
- 若林森林環境総務課長 ただいまの助成事業等選定に当たって理事や役員の影響があるのかどうかという御指摘でございますが、本財団の助成事業を決定する場合には、財団内部に設けられました運営委員会という別の組織がございまして、こちらは理事、評議員と全くかかわりのない、関係のない方々で構成がされております。その委員会によりまして、内部的に申請のあったものが適切であるかどうかを審査した結果、それらを採択します。その後、理事会、評議員会等で承諾をいただくという二重のプロセスをとっております。
- 塩澤委員 プロセスとしてはそういったことかと思いますが、例えば理事は財団に対して、補助金をこういった事業にどうだとか、そういった助言はしないのですか。
- 若林森林環境総務課長 具体的な助成事業等に対する理事、役員の発言、サジェスションについての御指摘でございますが、理事会等において財団運営について議論される内容というのは、個々の助成事業に関してというよりも、財団全体の方向性とか、助成事業全体のあり方とか、そういった大所高所に立った、まさに運営の根幹にかかわる部分についての議論が主でございますので、個々具体的な事業について各役員から御指摘があるということは承知しておりません。
- 塩澤委員 そういった事業への助言はないと認識していると今ありましたが、一般的に、役員になった人がこういうところへ、ああいうところへどうだとか、こんな事業を一生懸命やっているよといったことを何も言わないなんていうのは、普通は考えられないと私自身は思います。では、役員会、理事会の中でこういうところ、ああいうところはどうかといった意見を求めることはあるんですか。
- 若林森林環境総務課長 助成事業の選定プロセスをお話しいたしますと、先ほど申し上げた内部委員会である運営委員会で事務局案に基づいて審査をしていただきます。それが審査案としてよろしければ、運営委員会の案としてまとめていただき、今度は理事会の席で御議論いただくということになります。ですので、全体として見ていただくことは当然あるわけですので、そこでの御意見は確認や疑問点等も含めて当然私どもも承っております。
- 塩澤委員 事業の選定や、補助先の選定についての資料づくりというのは、職員、事務局が一任してやっているわけですか。

若林森林環境総務課長 運営委員会等に出す資料作成につきましては、事務局である私どもが調整をさせていただいております。

塩澤委員 申請を出した団体に対しての補助については、今、どのぐらいの申請があって、どのぐらいの補助を出しているのでしょうか。

若林森林環境総務課長 ただいまの助成に対する状況でございますが、まず私どものほうで助成に当たっての要綱を設けております。こういった事業が該当になるかということをお示しの上で、各団体から事業の要望を受け付けています。ただ、その段階で書類を受け付けるまでもなく事業に該当しないものがございますので、言い方は申しわけないんですが、門前払いのような形で事務局でお断りするケースもございます。要綱に合致するものに関しましては、基本的には全部を一覧表にしまして、運営委員会にかけるということをしております。

平成 26 年度に交付した助成金の状況でございますが、この助成金はスタートアップという 3 年未満の団体と、3 年以上の団体のステップアップという 2 種類に分かれております。それぞれに申し上げますと、スタートアップという短い団体につきましては 12 団体、ステップアップにつきましては 23 団体、合計 35 団体に対して 460 万円余の助成金を交付しております。ちなみに、助成のあった事務局審査を通った団体につきましては、全て助成対象としたものでございます。

塩澤委員 それでは、申請が出されたものについては、門前払い以外のものについてはほぼ 100% 助成しているということによろしいですか。

若林森林環境総務課長 御指摘のとおりでございますが、運営委員会におきまして、助成事業としての趣旨がかなっているものであればなるべく広く採択すべきであろうといった意思決定が示されたことから、全体を採択するという事になったものでございます。したがって、各団体の助成額は、申請額よりも若干こちらで査定をさせていただいている場合がございます。

塩澤委員 その中には、各理事が団体の長になっているものに入っていることもあるのでしょうか。

若林森林環境総務課長 関係者が事業の助成を受けているかということでございますが、昨年についてはございません。比較的小規模の団体を対象としておりますので、そういった団体が申請をしてくることはあまりないものと承知しております。

塩澤委員 意見書にも出させてもらっていますが、役員の中に 70 代、80 代という方がいらっしゃる中で、環境財団の役割を考えると、機能的にスピーディにいろいろな対応できるようにすることも必要ではないかと思っております。70 代、80 代が 4 名と、高齢化しているということは、どう見ても事実だと思っておりますが、役員が高齢化している問題についてはどのように考えているのでしょうか。

若林森林環境総務課長 理事の高齢化についての御指摘でございます。委員の御指摘のとおり、理事 9 名中 4 名が 70 代、80 代なのは事実であります。現在の状況を見ますと、そのいずれの方々も現役で活躍はされており、本財団の運営にも積極的に参画をさせていただいておりますので、現時点では役員として特段の問題は

ないものと考えております。しかしながら、委員の御指摘にもありましたように、今後理事の選任に当たっては、全体の年齢バランスを考慮するということも適切な財団運営を図っていく上では重要なことと考えられますので、理事の選任に当たる評議員会に対しまして、県としてこうした意見を十分お伝えしてまいりたいと考えております。

塩澤委員

冒頭の話ではありませんが、15年以上の長期化あるいは高齢化によって、組織が硬直化するといった懸念もあろうかと思えます。ぜひそういうところに関して柔軟な体制で、長くやった人には、置き土産ではありませんが、自分たちが今までやってきたことを積み上げてもらった中で、新しい人材をぜひとも登用して、あらゆる環境、政策に対して対応できる体制をとるべきだと思えますけれども、いかがですか。

若林森林環境総務課長 ただいまの御指摘でございますが、委員御指摘のとおり、財団活動の活性化を図っていくためには、幅広い分野からさまざまな人材を求めていくことが必要だと考えております。こうしたことから、平成23年度に公益財団法人に移行した際には、環境カウンセラー協会や、大学の教授で環境分野を専門にしている方に新たに役員に入っていたいただいた経緯もございます。今後につきましても、委員の御指摘を踏まえながら、多様な人材の登用が図られますよう県として十分配慮するとともに、財団の評議員会に対しても十分な提言を行ってまいりたいと考えております。

塩澤委員

今、答弁でもおっしゃられましたが、高齢化あるいは長期化というのは、これは県として、所管している森林環境部としても、ぜひ十分に配慮して、次の役員あるいはすぐにでもそういった取り組みをしてもらいたいと思えますけれども、いかがですか。

一瀬森林環境部長 やまなし環境財団におきます役員の高齢化、それから、15年以上任期としてやっておられる方が多いというのは、実は私、理事長をさせていただいているわけでございますけれども、塩澤委員が御指摘のとおり、私も同じようなことは感じております。質疑応答の中で、弊害があるのかなのかというようなお話もございまして、実際に弊害がないと言うとうそになるのかなと思えます。ただ、私どもが気づいていない部分で弊害が出ている可能性もございしますので、今後につきましては、今回任期が終わった時点で、何期もやっておられる方あるいは年齢的にある程度、70歳以上あるいは80歳以上になられる方につきましては、なるべく新たな方々を選任いたしまして、また新しい視点で環境財団の運営ができるように努めてまいりたいと考えているところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

佐藤委員

いつも年度末に、普通預金の残高が平成25年度は720万円余、平成26年度は800万円余あるのですが、ちょっと多いんじゃないかと思うわけです。当財団もネットワークフォーラムの開催などいろいろな助成事業をされているということで、年間600万円から670万円の事業費をお使いになっていることは理解できるわけですが、それを上回る預金が年度末に残っています。例えば、先ほど申し上げたフォーラムは平成27年1月31日に行われているわけですから、出費はそこで発生するわけですが、そのはるか前に、700万円、800万円があるという部分です。先ほど事務局が森林環境部内にあることをお聞きしましたので、間違いはないと思えますが、そういった部分で多い

少ないという表現でいいますと、いかがでしょうか。

若林森林環境総務課長 ただいま委員から御指摘のございました年度末の普通預金残額、この多寡、多い少ないについての考え方でございます。公益財団法人におきましては、公益財団法人認定法の中で、公益目的事業を翌事業年度においても引き続き行うために必要な相当額を前年の期末に保有することが認められております。この規定に従って本財団の現状を見てみますと、委員が先ほど御指摘になりましたように、平成27年度の公益目的事業費予算は767万円余であります。これに対しまして、この金額を超過した普通預金残額809万円余を保有しておりますので、この超過した部分については解消を図る必要があると考えております。以上であります。

佐藤委員 当然企業会計原則があり、公益法人会計基準、組合経理基準など、それぞれの基準があると思いますので、ぜひ、前例踏襲ではなく、うまくしていただきたいと思いますが、今後の対応についてはいかがでしょうか。

若林森林環境総務課長 現在の普通預金残額についての今後の対応についてですが、年度末の普通預金残額が公益法人認定法で定められている金額を超えると、こういったことが見込まれる場合には、理事会に諮った上で基本財産に繰り入れるなどしまして、適切な普通預金管理が行われますよう財団を指導してまいりたいと考えております。以上です。

佐藤委員 他の出資法人、指定管理者もそうですけれども、多いところでは4,000万円あるいは2億6,000万円という預金が期末に残っているところがありました。これからそういったものが適正かどうかを私たちも注視しなければならないと思いますが、改善の方向で行っていただくことを要望して終わります。

一瀬森林環境部長 普通預金残高につきましては、ただいま森林環境総務課長で答弁させていただいたとおりでございますけれども、適正かどうかに加えまして、やはり事務局がいくら管理をしているとはいえ、安全面という部分もございまして、なるべくそういったリスクを減らしていく必要があると考えています。次回理事会の折りに残高を見ながら、適正、適切に対応してまいりたいと考えているところでございます。

高野委員 先ほど70歳でも80歳でも弊害がないという話があったけど、70後半とか80歳、もうそれ自身が弊害なのよ。あなたの理解はどういう理解か知らないが、何にもしなければ何にもないし、あとは運営委員会で全部予算配分して、承認してもらっただけで、誰も言わなければ問題ないに決まっているじゃないか。それでは曖昧じゃないかい。やまなし環境財団の運営委員を教えてほしい。

若林森林環境総務課長 やまなし環境財団の運営委員でございますが、委員長が山梨大学大学院准教授の島崎洋一様。それから、以下委員でございますが、山梨県消費生活研究会連絡協議会会長の今村繁子さん、それから、山梨県環境カウンセラー協会の草野香寿恵さん、それから、公益社団法人日本青年会議所関東地区山梨ブロック協議会会長の小林大希さん、それから、環境に関する企業連絡協議会事務局長の篠原吉彦さん、さらには、公益財団法人キープ協会環境教育事業部課長の鳥屋尾健さん、それから、山梨県公立小中学校長会会長の古屋三千雄さん、そして、山梨県自然保護教育振興会会長の山本鉦治さん、それから、山梨県生

活学校連絡会会長の渡辺良子さん、以上でございます。

高野委員

さっきの役員よりも大分年代が下のような気もするけど、役員を選ぶときには評議員会で選ぶという話が出たよね。例えば評議員会の評議員会長は、20年も前からいろいろな役をやっているような気がするけど、ここから変えなければだめじゃないの。20年も自分が評議員会に入っていてやっていけば、理事を変えようなんていう気持ちには一切ならないよ。評議員会を変えなければ。その点についてどうか。

若林森林環境総務課長 ただいま御指摘の評議員の構成メンバーの件でございますが、確かに評議員会会長は当財団発足当時からかかわっていただいている方でございます。そういったこともございまして、財団の運営に関しては非常に造詣が深いということがございます。一方で、委員の御指摘のように、まず人を変えるには、その選任に当たる評議員会から見直すべきということも十分傾聴に値する御意見でございますので、私どもとしても十分参考にさせていただきたいと思っております。

高野委員

財団発足からずっとそのまま評議員会の会長をやっているなんて、ちょっと納得いかないよ。だから、この環境財団で地域をよくしようという雰囲気は全然感じ取れない。もうちょっとちゃんと決断をしてもらわないと。少なくともこの評議員の会長がやめない限り、理事は1人としてやめようなんて思わないよ。発足当時からなんてなおさらだと思うが、部長はどう考えているのか。

一瀬森林環境部長 評議員会長につきましては、委員御指摘のとおりでございまして、非常に長い間やっていただいております。それなりのメリットは今まであったかと思うわけでございますけれども、実際に理事の改選に当たりまして、やはりこういったところから見直さなければいけないということは、大変重要であると私も承知をしております。次回評議員会のメンバーの改選に当たりましては、本日御指摘いただいた部分を十分に反映いたしまして、変えられるかどうかということ自体この場ではちょっとお答えできないわけでございますけれども、十分に御意向、御指摘を踏まえまして、改選に当たり対応してまいりたいと考えているところでございます。

（ 休 憩 ）

((公財) 山梨県子牛育成協会について)

塩澤委員

公益財団法人山梨県子牛育成協会について伺います。まず県立まきば公園の管理業務について伺いたしたいと思います。県立まきば公園には、企業局の施設も併設していると部局審査のときに伺いましたけれども、どの施設が併設している施設になるのかを最初に伺います。

駒井畜産課長

県立まきば公園の中には、企業局と共同で整備した施設といたしまして、公園内の中心的な施設となりますまきばの館と呼ばれる施設と、屋外トイレがございます。まきばの館の中には、企業局所管のまきばレストランと農政部所管の畜産資料展示室がございます。そのほか、入り口ホール、売店、トイレ等のスペースを共用部分として使用しております。

塩澤委員

今、まきばの館とありましたが、レストランがある建物のことよろしいで

すか。

駒井畜産課長 レストランの入っている建物がまきばの館でございます。

塩澤委員 1つの建物の中に企業局と出資法人の子牛育成協会が入っているということですが、どういうふうに分けているのかをお伺いします。

駒井畜産課長 企業局との分け方につきましては、まず財産管理上、企業局と農政部がそれぞれ専用する部分と共用する部分を明確に分けてございます。その上で、まきばの館の共用部分につきましては、専用する面積に応じて案分しております。その割合については、企業局が7、農政部が3となっております。なお、屋外のトイレについては、それぞれで2分の1の所有としております。また、施設の管理につきましては、専用部分は当然それぞれで管理してございますが、入り口ホールや屋内のトイレ等は企業局が管理をしております。

塩澤委員 今、7対3という話がありましたが、どういう基準でその7対3となっているんですか。

駒井畜産課長 この7対3につきましては、まきばの館の中の企業局と農政部の専用する面積の割合でございます。

塩澤委員 面積の割合で7対3ということですが、では、経費面での費用負担も7対3なんですか。

駒井畜産課長 費用負担につきましては、共有部分あるいは施設全体に係る費用については、企業局と農政部との締結した覚書がございまして、施設の機械、警備に要する費用、また消防用施設の保守管理等に要する費用については、管理運営面積の割合で案分しております。また、屋外トイレの管理費用につきましては、計画利用者の比率により案分、また、まきばの館のうち企業局が管理する入り口ホールやトイレ等の電気料金等につきましては企業局が100%負担しております。

塩澤委員 7対3という話もあったけれど、今、企業局が100%となっている。それは最初に取り決めか何かがあったということですか。

駒井畜産課長 この施設を建てたときに、企業局と農政部で覚書として取り決めてございます。

塩澤委員 そのほか経費は何か発生するんですか。

駒井畜産課長 そのほか、電気料、ガス等には、専用する施設にメーターがついておりまして、それぞれが負担してございます。

塩澤委員 そういった義務的、固定費といったものはそういう話かもしれませんが、人的なものは何か経費というようなものは発生するんですか。

駒井畜産課長 人的な経費はそれぞれ企業局と農政部で受け持っております。

- 塩澤委員 ということは、レストランは企業局と、それ以外で人的にかかわるものは子牛育成協会という認識でいいですか。
- 駒井畜産課長 農政部で受け持っているのは、あくまでもまきば公園内の草地や動物の管理、まきばの館の中の畜産資料展示館、畜産に関する部分を受け持っています。レストラン等は企業局でやっております。
- 塩澤委員 レストラン以外のところは全て農政部、子牛育成協会ということですよ。あそこには売店もありますが、あれも全て農政部ということでもいいですか。
- 駒井畜産課長 売店と先ほど言いましたホール等につきましては、企業局がレストランと一緒に管理をしております。
- 塩澤委員 以前、図書館の審査で話が出ましたけれども、例えば保険など掛けるとは思いますが、そういう費用負担も 7 対 3 で掛けているんでしょうか。
- 駒井畜産課長 保険につきましては、レストランに係る部分については企業局、そのほか農政部に係るものについては子牛育成協会でそれぞれが加入をしております。
- 塩澤委員 次に、この施設には、県民あるいは遠方からたくさんの方が来園すると思うのですが、どのようなサービスをしているのか伺います。
- 駒井畜産課長 まきば公園におきましては、来園者の方々にまず動物と触れ合っていただきたいということで、動物との触れ合いの場を提供しております。また、いろいろな家畜の模型とかパネルを置きまして、畜産に関する資料を展示したり、また、園内を散策していただくまきばウォークや、めん羊の毛刈り体験などのイベント等を開催しております。
- 塩澤委員 いろいろなイベントをやっているということで、公園にはたくさんの方が来るわけですが、来場者に対する衛生対策はどのように行っているのでしょうか。
- 駒井畜産課長 まきば公園における来場者に対する衛生対策といたしましては、まきば公園衛星管理マニュアルを策定いたしまして、畜舎の消毒あるいは害虫の発生駆除等を徹底するとともに、来場者に対しましては、家畜からの感染症を予防するために、手洗い所には除菌の石けんを用意したり、手洗いの励行について周知を図って、衛生対策には努めております。
- 塩澤委員 そのほか、BSE など伝染病に対する対策はどうでしょうか。
- 駒井畜産課長 やはり家畜の伝染病も全国で発生がありますので、衛生対策には大変気を使っております。来場者がふれあい広場に入る際には、しっかり石灰等で靴底を消毒してもらおうとか、また直接畜舎には絶対入らないよう入場制限を設けるなど徹底した防疫対策を行っております。
- 塩澤委員 そういった防疫対策は行っているということですが、そこから何らかの菌が外へ漏れたといったことは今まではありますか。
- 駒井畜産課長 特にありません。

- 塩澤委員 B S E など話題になっていますし、いろいろなインフルエンザもあると思うので、十分気をつけていただきたいと思います。
- アンケート調査をやっているということで、その中で満足が大変多いということですけど、具体的に何に満足しているのか、どのように認識しているのでしょうか。
- 駒井畜産課長 平成 26 年度アンケートの中では満足の高かったのは、公園の手入れの状況あるいは公園職員の態度がよかったということでした。
- 塩澤委員 では、不満な点はあったのでしょうか。
- 駒井畜産課長 不満な点につきましては、御意見といたしまして、休息場所、ベンチの数が少ないということ、あるいは洋式トイレの機能を充実させてもらいたい、あるいは園内の道路に凹凸があるので、それを整備してもらいたいという点がございました。
- 塩澤委員 満足している点と不満な点を十分に考えながら対策をとっていくことと思えますけれども、その辺についてはどうでしょうか。
- 駒井畜産課長 まきば公園では、先ほどの不満な点について、特に休息場所についてはベンチの数をふやしたところがございます。園内の道路については、ゴム製のマットを敷きまして段差を解消するなどの対応を行っております。また、洋式トイレの機能については、今後修繕等を検討していきたいと思っております。
- 塩澤委員 そのほか、まきば公園に対する調査はもちろんやっていますが、県としてニーズに十分に答えていく必要もあろうかと思えます。その辺についてはどのような考えなのでしょうか。
- 駒井畜産課長 利用者の方のニーズの把握というのは、今後のまきば公園の管理運営においてサービス向上を図るという点で大変重要な項目であると考えております。さらに多くのニーズを把握するために、イベント参加者からのアンケートの協力を呼びかけるとか、アンケート回収場所をもっと増設するとか、より多くの来園者からアンケートの回答をいただけるような方法を今、検討してまいりたいと思っております。また、ホームページからの問い合わせ機能等を活用した中で、いろいろな苦情、要望等を集めるなど、より多くの方々から御意見がいただけるように努めてまいりたいと思っております。
- 塩澤委員 まきばの館の話もありますが、この施設は企業局と子牛育成協会と一緒に管理している部分もあろうかと思えますので、企業局としっかり連携をとっていかねば、さらに来園者ふやすこともできないと思えますが、連携という部分についてはどのように考えているのかお伺いします。
- 駒井畜産課長 やはりこの地域は、八ヶ岳南麓ということで多数の観光客が集まるところでございます。そういった八ヶ岳周辺の有利性も生かした中で、やはり両方のいい点をホームページ等で P R しながら、利用者のニーズに対応したイベントの内容の充実等に努めていきたいと考えております。

塩澤委員 さらに充実した内容を皆さんにホームページでしっかりと示していただき、まきば公園が来園者にとって満足のできるもの、さらにすばらしい施設になることを十分に検討していただきたいと思います。いかがですか。

橘田農政部長 ただいまの委員の御質問でございますけれども、利用者ニーズの把握と、それから、利用者ニーズに応えていくということが大事だと思っております。レストランをやっている企業局と、ほかの部分管理している農政部の関係も非常に大切でございますので、企業局との連携を密にしながら、ニーズの把握に努めて、愛されるまきば公園にしていくということで子牛育成協会にも指導をしてみたいと考えております。以上でございます。

（ 休 憩 ）

（山梨県住宅供給公社について）

桜本委員 第二次改革プランについてお伺いをいたします。この第二次改革プランでは、平成50年を目途に公社を解散するという計画ですが、どのような根拠に基づいて平成50年度を目安にされたのでしょうか。

渡井建築住宅課長 第二次改革プランの策定の際に、平成50年度を目途に住宅供給公社を解散することとした理由といたしましては、ファミ貸事業の償還が終了する平成50年度まで住宅供給公社が住宅金融支援機構に対して連帯債務を負っていることに加え、公社の経営努力によってできるだけ債務を圧縮し、県民負担を最小限に抑えていくためでございます。平成26年度につきましては、公社の経営努力により欠損金を約3億8,000万円削減しており、今後も債務の圧縮に努めてまいりたいと考えております。

桜本委員 この経営努力による3億8,000万円の内訳はどんなものですか。

渡井建築住宅課長 補助金等収入が約2億4,000万円、賃貸管理事業で、山宮南団地の減損損失計上により、賃貸管理事業全体では損失が約マイナス約1,000万円、管理受託住宅管理事業の収益が約1,000万円、その他事業による収益が約1億5,000万円などでございます。

桜本委員 今4つほど列挙していただいたわけですが、今のところ、公社の経営努力によってどのような経営改善が目安としてあるんですか。

渡井建築住宅課長 今、住宅供給公社で独自に行っているのが経費の削減ということで、3公社を一元化したことによる経費削減、また、管理職手当及び職員の給与で200万円を削減しており、それから、県営住宅の管理におきましても、外国語の会話ができる人を雇用するなど、通常行っている以上にサービスの低下にならないよう努めているといった状況でございます。

桜本委員 例えば公社として残せる資産というものは、どんな把握をしているのでしょうか。

渡井建築住宅課長 現在、公社が保有し事業を行っている資産としましては、双葉・響が丘利便施設で約5万4,000平米余、パークアンドショップで600平米余、ドクターヴィレッジで400平米余の土地がございます。それにあわせて駐車場

管理事業も行っており、また、定期借地権分譲住宅の管理事業につきましては51区画の土地を管理している状況でございます。その他、細かいところもありますが、主なところは以上でございます。

桜本委員

今の路線価にすれば、どのぐらいの資産になるんでしょうか。

今質問しているのは、公社の経営努力ということについて、公社として毎年具体的な事業としてどのような努力をしているのか。例えば先ほどの外国人に対する家賃の滞納を防ぐために外国語が通用する方を雇用するとか、いろいろな努力があるかと思いますが、やはり残資産において個別の経営努力というのがあると思うんです。例えば定期借地権については、定期的なものでいいのか、あるいはこの際場合によっては残存のものを買ってもらってもいいじゃないかとか、いろいろな可能性を秘めていると思うんです。ですから、例えば今年度中に残っている資産を経営努力によって欠損金に対処していく、そういった姿を具体的にを見せていく。平成50年度を目標に解散するというのを、毎年の努力の成果によって、50年度を49年度にする、48年度にするといった短くする努力というのは必ず必要だと思うんです。そういったことを具体的に話してもらいたいということです。

渡井建築住宅課長 改革プランが26年3月に策定されまして1年とちょっと経過しております。こうした中で、昨年度、住宅供給公社及び県と一緒に、公社解散に向けた事業の縮小整理の計画を作成しております。まだ検討中の部分もありますが、その内容を少し御紹介させていただきますと、先ほど申し上げた双葉・響が丘の土地の関係とか、定期借地権の土地の関係とか、今委員がおっしゃられたとおり、平成50年度の解散を目途に進めるに当たりましては、できるだけ早くできるものは短くすることが使命であると認識しております。そのために、県営住宅の管理代行の指定管理者制度等への移行及び公社解散に向けた事業の縮小整理ということで、具体的に一点ずつ項目を挙げて、取り組みの考え方、何年までに何をするという事業スケジュールを今、検討している最中でございます。以上でございます。

桜本委員

検討している最中では答えにならないじゃないですか。昨年度は公社の経営努力によって欠損金を3億8,000万円減らすことができた。今年度の大まかな経営努力の目標はどのぐらいのところにあるんですか。例えば今言った響が丘の5万平米というのは、今、資産がどのぐらいあるのか。年に1回こういったところでの確に答えてください。

渡井建築住宅課長 賃貸管理事業につきましては、損益計算での分類になりますが山宮南団地が900万円余、それから、定借の分譲においては1,000万円余、事業賃貸宅地においては1億1,500万円余の収益を上げておりますが、その縮小整理に向けましては、具体的に申し上げますと、双葉・響が丘利便施設等管理事業につきましては、現契約の更新、また再契約のこともありますので、その段階的な整備をいつ行うのかということは今まとめております。また、定期借地権分譲管理事業につきましても、現在51区画ございますが、早期分譲が可能であれば、そこを土地を借りている方に分与する中で整理していくといった態勢を整えているというのが一例でございます。

桜本委員

定期借地の方に分譲するというものは、具体的にもうアクションとしてできているわけですね。

渡井建築住宅課長 この具体的な方針であります、平成50年度以前での取得の意思の確認を行うために、土地を借りている方々へのヒアリングの実施を今後予定しているということでございます。

桜本委員 今後何々しなければならぬというのではないと思うんですね。今年度それは計画していますよとか、来年度も引き続きやっていきますよと。あるいは、こういう時代ですから、今、景気が非常に上向きになっていると。要するに、定期借地権の当時のメリットがデメリットに変わってくる。土地政策というのは、やはりその時々々の経済事情によって変わっていくと。そういったものをやはり敏感に的確に捉えていくことが欠損金を減らしていくことにつながっていくこととは違いますか。

渡井建築住宅課長 まことに委員のおっしゃるとおりだと思いますが、1点説明し忘れてましたが、山宮南団地につきましては、平成32年及び34年に解体が予定されております。このために、今年度は地権者への説明を行って、現入居者のリストを作成します。それから、転居先の検討も行います。来年度につきましては、上期において入居者説明を行い、引っ越し先のあっせんを行います。それから、土地の所有者への調整につきましても順次対応してゆき、直近で抱えている課題に対しては、スケジュール管理をして進めていく予定であります。ただ、先ほど委員からお話がありました、土地を借りている方、あるいは持っている方に対しての管理業務につきましては、長期にわたるため、今、具体的にいつ何をという話までは至っていない状況でございます。

桜本委員 では、平成32年、34年に解体するということのメリット、デメリットは具体的にどんなものがあるのでしょうか。

渡井建築住宅課長 山宮南団地につきましては、土地が借地でありまして、上屋の建物だけが公社が所有する資産になっております。このため、平成32年、34年、実を申し上げますと、過去においてはそれを延長しようという考えもございました。ところが、平成50年度を目途に解散するというので、そこにつきましては、32年までに間違いなく解体して更地にしてお返しすると。また、34年までも同じように手続を踏んで、それまでの入居者の対応、それに伴う地権者への対応についても整えていくことで予定しております。

桜本委員 物件によっては、平成50年の解散を目標にするということが逆に弊害になっている部分はないでしょうか。

渡井建築住宅課長 今、平成26年3月に策定された第二次改革プランに基づいて実施しておりまして、今のところ、弊害になっているようなところはございません。

桜本委員 初めに、平成50年度を解散の目安にする、それは改革プランである程度認められたところではあるけれども、いろいろな資産の形態もみんなものによっては違います。やっぱり公社の経営努力によって、その対応によって、早く解決するものは解決する、残ってしまうものは残すというように、今の変化している経済事情に合わせて、物件ごとの見直しということを今後も行っていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

渡井建築住宅課長 委員のおっしゃるとおりでありまして、今後また、現在策定途中ではございますが、管理施設の処理方針の内容につきまして、具体的に個別に詰めていきたいと考えております。

桜本委員 忘れてはならないのは、今、平成 27 年です。平成 50 年というとならば 23 年後です。自分たちが県庁にいる間に責任を持てる人たち、今、三十七、八歳前後の人がこの中にどのくらいいるのか。今、課長として責任ある発言をしている者が 23 年後までどのような形で責任を持てるか、それは 23 年後の結果しかないわけです。1 年でも 1 日でも早く短くする経営努力を、毎年毎年、毎月毎月考えて努力していくことが必要ではないのでしょうか。いかがですか。

渡井建築住宅課長 委員のお話を踏まえまして、公社ともども検討してまいりたいと思います。

桜本委員 次に、平成 35 年度に管理代行から指定管理制度等に移行したいということがありますが、この管理代行制度のメリット、デメリットは何でしょうか。

渡井建築住宅課長 第二次改革プランの中にも記載があるのですが、県営住宅の入居者の決定から明け渡し請求までの一連の業務を代行させることで、効率的で迅速なサービスの提供が可能になり、また、事業主体の事務が軽減することが最大の利点であると考えております。

委員長、もしよろしければ、第二次改革プランの抜粋を用意しましたので、お配りして説明させていただきたいのですが、いかがでしょうか。

遠藤委員長 ただいま執行部から提案がございましたが、これをお受けしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

遠藤委員長 それでは、資料の配付をお願いいたします。

（資料配付）

遠藤委員長 それでは、今配付をさせていただきました資料に基づき説明を求めます。

渡井建築住宅課長 お手元の資料は、第二次改革プランの最後についている抜粋でございます。右側に管理代行制度、左側に指定管理者制度が書かれておりますので、右側で説明させていただきます。管理代行制度は平成 17 年に成立しました。先ほど私が申し上げたものは、中段のところ、左側に「性格」と書いてございます。その管理代行のところをもう一度読み上げますが、県営住宅の入居者の決定から明け渡し請求までの一連の業務を代行させることで、効率的で迅速なサービスの提供が可能になり、また、事業主体の事務が軽減するため、指定管理者制度と比較すると県職員数は少なく済む、これが最大の利点になります。さらに、県営住宅は住宅困窮者の居住の安定を図ることから、住民の生活の安定に寄与することを目的とする公社による管理が適しているとして書いてあります。

具体的には、裏を見ていただきたいのですが、今申し上げた内容を具体的に示しますと、例えば入居時、入居決定を行います。まず申込者は、住宅供給公社に申し込み、その内容が的確かどうか審査が行われます。管理代行制度のところを読み上げますが、審査を行って、入居決定を行い、入居者へ入居決定通

知をして、公社のみで完結することができます。これが昨年度の実績でいきますと 336 件ございました。ところが、指定管理者制度になりますと、指定管理者で受け付け、審査を行い、その書類を県に送っていただき、その内容をまた審査して、入居決定行為を行います。その上で、県から入居者及び指定管理者に決定通知を行うということで、タイムラグと、県の負担が発生することになります。また、同じように入居中の方につきましても、同居承認、承継居住承認、明け渡し請求などの行為が煩雑になるため、管理代行制度のほうが優位であると考えております。以上です。

桜本委員 それでは、なぜ平成 35 年度を目途に指定管理者制度等に移行したいという考え方が出てきたのでしょうか。

渡井建築住宅課長 県営住宅の管理につきましては、長年にわたって当該業務を実施してきた公社の組織及び職員の持つノウハウを活用することが効率的で有効であると考えております。おおむね平成 34 年度までは住宅供給公社が業務を代行する組織を存続することが可能であるため、県では平成 35 年度を新たな制度への移行の時期と想定しております。

桜本委員 例えばプロパーの職員など、この際、今までの資産を完全に分けて、そこに指定管理させるという考え方もできるかと思うんですが、今までの管理代行のよさ、そして、指定管理者のよさを合わせて、部分によって変えていくといった柔軟な考え方もできるんじゃないですか。

渡井建築住宅課長 簡単に説明させていただきますが、管理代行は、県が行う業務につきましても住宅供給公社が代行できるということから、県の経費を削減していることになります。また、指定管理者制度等に移行すれば住宅供給公社の将来的な人員削減につながりますが、実質的に県の人員が必要となるため、その分の経費はまた別途確保しなければならないことになります。よって、県民負担が増加する可能性があることや、県職員は簡単に増員できないという問題を考慮しますと、直ちに指定管理者制度等に移行することは難しい状況にあります。

ただ、委員がおっしゃられたとおり、さまざまな工夫、さまざまな観点で今後検討していくこととしまして、新しい制度の導入等につきましては、新プランの改定、次回の第三次改革プランの中で検討して、その内容をお示しできるように取り組んでまいりたいと考えております。

桜本委員 冒頭からも話をしているように、一次、二次、三次ということで、やはり時代とともに変わっていく社会であります。先送りするということに対しては、県民に対する責任、行政という立場の責任を目の見えないような遠い先に追いやってしまうということが問題だと思うんです。1 日でも 1 年でも早く改革を押し進めるといふ努力をいつも忘れてはなりません。その時々のものをあわせて常に改革を実行していくといった気概が大事だと思うんですが、その辺を最後にいかがですか。

渡井建築住宅課長 第二次改革プランの改定までまだ年数がございますが、先ほど申し上げましたけれども、ほかの事業の縮小等にもあわせて検討する中で、今委員がおっしゃられたことについては、公社ともども取り組んでまいりたいと考えております。

桜本委員 最後にはファミリー賃貸住宅、これも前回秘密会の中で現状の整理あるいは問題点等をお聞きしたわけなんですけど、もう一度お聞きしますが、差し押さえを念頭にという部分で認識してよろしいですね。

渡井建築住宅課長 今委員がおっしゃられたとおり、特に昨年度前から長期にわたって未収金を発生させている2オーナーがまだ分割で返納している最中でございます。この部分につきましては、特に1カ月分でも理由がなく滞納があるのであれば、速やかに差し押さえ等にとりかかれるよう準備を整えている状況でございます。

桜本委員 そして、県土整備部長からも、今後の状況につきまして、例えば毎月1回常任委員会というお話もありました。指定管理施設・出資法人調査特別委員会の中で具体的な問題点として挙げられたわけですが、いま一度お聞きしますが、県土整備部として、毎月における状況説明については、議会に対してどのように報告をする考えでしょうか。

渡井建築住宅課長 前回の部局審査の際にも御指摘いただきました内容を踏まえまして、ファミリー賃貸住宅等割賦事業の未収金の状況に関する県議会議員への情報提供につきましては、今後、常任委員会の委員長と協議した上で、適切に対応してまいりたいと考えております。

桜本委員 差し押さえという非常に即効性のある対応をしなければならない、重要な時期が来ないことを祈るわけなんですけど、その中で議会に対して速やかに情報提供をするといったことをこれからも念頭に置いてお願いをしたいと思います。

渡井建築住宅課長 ただいま委員からお話のありましたとおり、また本日の委員会の中で話が出された内容をもう一度踏まえまして、今後鋭意取り組んでまいりたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

高野委員 今、桜本委員がした話なのですが、今の答弁は変だなと思いました。これは前回の審査で県土整備部長が常任委員会においてと答弁をしたんですよ。だけど、常任委員会においてではなく、今ここでやっているのは、指定管理施設・出資法人調査特別委員会なんです。だから、それに対してどう思っているかを先ほど桜本委員が聞こうとしたんじゃないか。その辺については、県土整備部長、どう思いますか。

大野県土整備部長 先ほども課長から説明がりましたが、常任委員会の委員長と御相談するのは情報提供のあり方という、今後継続的にかかわる問題についてであります。そうした上で、県議会各位、この委員会の委員も含めて議員への情報提供については適切に対応していきたいということでございます。別に常任委員会だけで報告するというのではなく、この特別委員会の委員にも提供することを考えております。

高野委員 今まさにやっているのが、指定管理施設・出資法人調査特別委員会ですから、私は常任委員会の話ではなくて、ここで提起された問題については、この特別委員会の正副委員長に報告をしていくのがごく当たり前だと思うんです。要するに、1カ月滞納したら、そのまま差し押さえするというのはこの特別委員会で提起している問題ですから、もし1カ月、2カ月滞納して差し押さえするよ

うなことになったときには、来年、指定管理施設・出資法人調査特別委員会の委員長が選任するまでは、例えばこの特別委員会が終わっても、一応、今年度の特別委員会の正副委員長に報告を願いたいと思っているのですが、どうですか。

大野県土整備部長 今の高野委員の意見を踏まえまして、また遠藤委員長とも御相談して、この委員会への情報提供のあり方についてはまた御相談して適切に対応していきたいと考えております。

（山梨県道路公社について）

早川委員 県の道路公社の中で、雁坂トンネルと富士山の有料道路に分けて伺います。まず富士山の有料道路についてですが、平成 26 年度を見ますと、マイカー規制期間を 22 日間ふやして普通車を減らす一方で、ほかの車の種類の料金改定を行って収益の確保を行ったと思うのですが、その中身を含めて成果についてどう考えているのか伺います。

丹澤道路整備課長 平成 26 年度は、前年度から 22 日間マイカー規制期間を延ばしました。当該年度において料金改定をしたことは今委員の御指摘のとおりでございます。その成果でございますが、7 月 1 日から 9 月 14 日までの夏山期間において、平成 25 年度と 26 年度を比較いたしますと、通行台数につきましては、平成 25 年度が 8 万 6 20 台だったところが 32% 減、台数にして 2 万 5,000 台ほど減の 5 万 4,882 台になっております。これは通行台数が多い時期にマイカー規制を延長したわけでございますので、このような結果になるかと思えます。

今回マイカー規制の期間を延長するにあたり、料金改定をしましたのは中型車、大型車、特大車、いわゆる乗合バスから大型観光バスまでの大型車のみ改定しました。また、消費税の改定もございましたので、消費税改定分は全車種行いました。その成果をもちまして収支を比較いたしますと、対前年比で約 6,600 万円の増加であったということでございます。道路公社の経営から申しますと、マイカー規制による収入減を料金改定で適正に賄えたという状況でございます。

早川委員 先ほどバスがふえているという答弁がありましたが、バスがふえたというのは、確かに渋滞が解消したと思うんですが、一方で、バスの排出ガスも増加したと思います。私は森林環境部などと連携が必要だと思うのですが、排出ガスに対する取り組みについて伺います。

丹澤道路整備課長 排ガス規制の問題につきましては、今回のマイカー規制あるいは料金改定等を行った平成 26 年度の改定以前からも課題であったところでございます。当然マイカー規制をかけるとバスがふえ、バスは当然ディーゼル車でありますので、いつも環境問題が矢面に課題として出てきたわけでございます。

具体的に環境対策としてやったことを御紹介いたしますと、これは観光部とタイアップしてやっている事業でございますが、ディーゼルクリーンキャンペーンということで、これは有料道路に入りますバスの運転士等へチラシを配布して、より環境配慮型のバスあるいは排出ガス規制に抵触するバスの通行をまず規制していただくようお願いするということをしました。さらにそれを今もう一度検証するために、排出ガス街頭検査もやっています。これは啓発活動の一種ですが、本年でいいますと 7 月のマイカー規制期間中に 1 度実施さ

せていただいたということでございます。以上です。

早川委員

最後に、雁坂トンネルについてですが、平成 23 年度改定した経営計画にのっとり交通量の伸び悩みは否めないと思うのですが、これに対する利用促進の努力はどのようなことを行ったのか。また、平成 29 年から返済が始まると思うのですが、平成 26 年の実績を見る中で、返済について大丈夫なのか、最後にお伺いして質問を終わります。

丹澤道路整備課長

雁坂トンネルの利用促進策につきましては、経営計画の改定前から課題としてやっているところでございます。具体的に行っている活動として、例えば観光車両をより誘導するために、各県のバス協会へ P R 活動をする、あるいは、産業交通を誘導するために各県のトラック協会への P R チラシの配布、さらに、やまなし観光推進機構主催の観光キャンペーンにあわせ P R 活動を行わせていただいております。今年は期間限定の無料化を実施しており、多くの方に雁坂トンネルをより知ってもらう取り組みとしても期待しております。

続きまして、返済の計画につきましては、部局審査でも御説明させていただいている資料の中に、約 8,000 万円の収益差が出ております。これは平成 29 年度から約 1 億円程度の収益を見込める経営計画を立て、29 年度から 10 年間で返済可能である計画の中で進めさせていただいており、現在その想定している数字で十分賄えているということでございます。以上です。

以 上

指定管理施設・出資法人調査特別委員長 遠藤 浩